

淀川水系流域委員会準備会議について

平成 1 2 年 7 月 2 6 日

建設省近畿地方建設局

目 次

1 . 淀川水系流域委員会準備会議設立趣旨	1
2 . 淀川水系流域委員会準備会規約(案)	2
3 . 淀川水系流域委員会準備会議委員名簿	3
4 . 淀川水系流域委員会準備会議の役割	
(1) 新しい河川整備の計画制度	4
(2) 淀川水系流域委員会、準備会の役割	6
(3) 淀川水系流域委員会と準備会議との関係	7
5 . 淀川水系流域委員会準備会議の運営方法	8

1 . 淀川水系流域委員会準備会議設立趣旨

淀川水系河川整備計画の策定に向けて
淀川水系流域委員会準備会議の設立趣旨

建設省では、平成9年の河川法改正に伴い「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなりました。

近畿地方建設局では学識経験者や住民の皆様の意見を頂いて、20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す河川整備計画を策定するため、各水系において「流域委員会」の設置を予定しております。

今回、近畿地方建設局では「淀川水系河川整備計画」(直轄管理区間を基本)の策定に際し、学識経験者等から意見を頂くための流域委員会を設置するにあたり、この流域委員会のあり方(構成、メンバー等)について学識経験者から提言を頂くことを目的として、「淀川水系流域委員会準備会議」を設置するものであります。

2 . 淀川水系流域委員会準備会議規約について

淀川水系流域委員会準備会議規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「淀川水系流域委員会準備会議」（以下「準備会議」という。）と称す。

（目的）

第2条 準備会議は、淀川水系河川整備計画【直轄管理区間を基本】の作成にあたって、関係住民の意見の反映方法について提言するとともに、同河川整備計画の作成にあたり意見を述べることを目的として設置する予定である「淀川水系流域委員会」（以下「流域委員会」という。）のあり方について提言を受けるために、建設省近畿地方建設局長（以下「地建局長」という。）が設置する。

（組織等）

第3条 準備会議の委員は、淀川水系に関し学識経験を有する者のうちから地建局長が委嘱する。

2. 委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

（情報公開）

第4条 準備会議の会議、準備会議資料、議事内容の公開については準備会議でこれを定める。

2. 準備会議は、前項で決定した公開する情報について、関係住民が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（会議）

第5条 準備会議には、議長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

2. 議長は会務を総括し、準備会議を代表する。

3. 会議は議長が召集し、運営を行うものとする。

4. 準備会議には河川管理者が出席し、発言することができるものとする。

（庶務）

第6条 準備会議の庶務は、株式会社三菱総合研究所が行うものとする。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正は、委員全員の同意を得てこれを行うものとする。

（雑則）

第8条 本規約に定めるもののほか、準備会議の運営に関し必要な事項は、準備会議において定める。

付則

（施行期日）

この規約は、平成12年7月27日から施行する。

3 . 淀川水系流域委員会準備会議委員名簿

淀川水系流域委員会準備会議委員名簿

氏 名	所 属
芦 田 和 男	京都大学 名誉教授 (河川環境管理財団 大阪研究所長)
川那部 浩 哉	京都大学 名誉教授 (滋賀県立琵琶湖博物館 館長)
寺 田 武 彦	弁護士 (日弁連公害対策・環境保全委員会元委員長)
米 山 俊 直	京都大学 名誉教授 (大手前大学 学長)

五十音順、敬称略

4 . 淀川水系流域委員会準備会議の役割

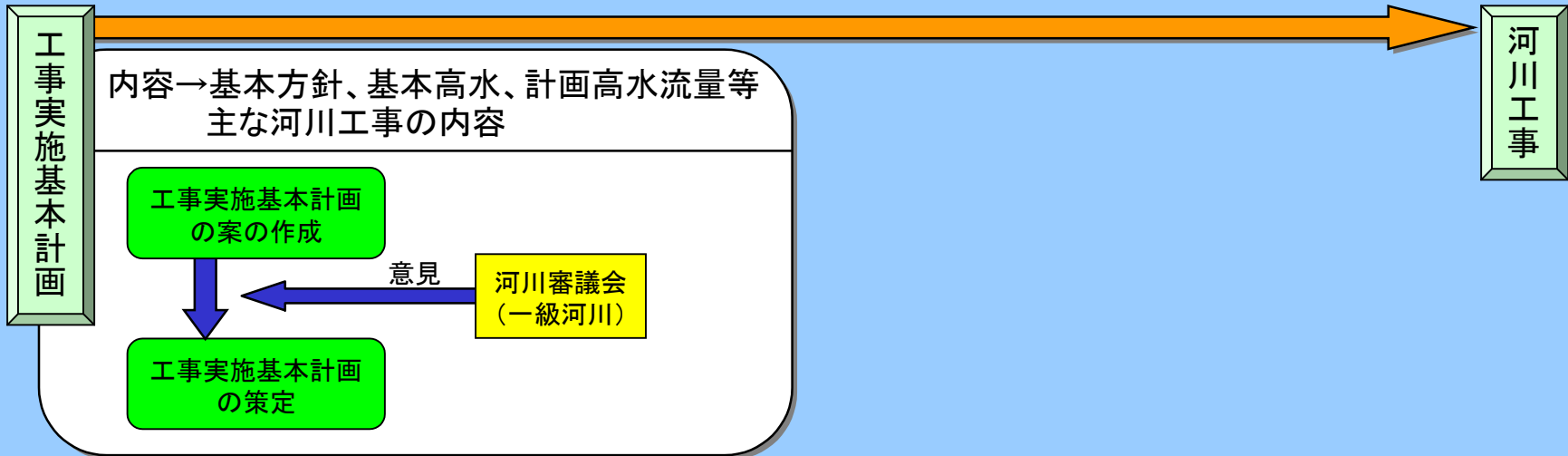
(1) 新しい河川整備の計画制度

(2) 淀川水系流域委員会、準備会議の役割

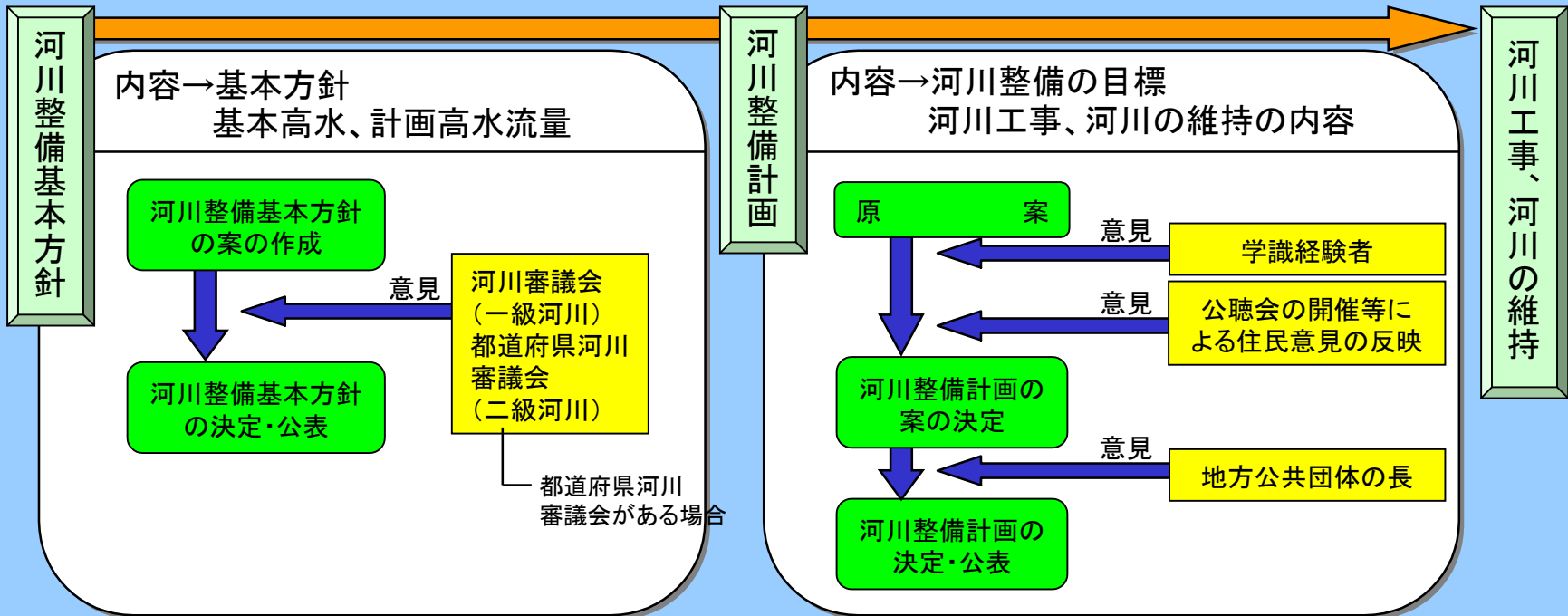
(3) 淀川水系流域委員会と準備会議との関係

(1)新しい河川整備の計画制度

旧制度



新制度



河川法（平成9年6月4日改正）

（十六条の二）

（河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下、「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるように特に配慮しなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

政 令

（河川整備計画に定める事項）

第十条の三 河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 河川整備計画の目標に関する事項

二 河川の整備の実施に関する事項

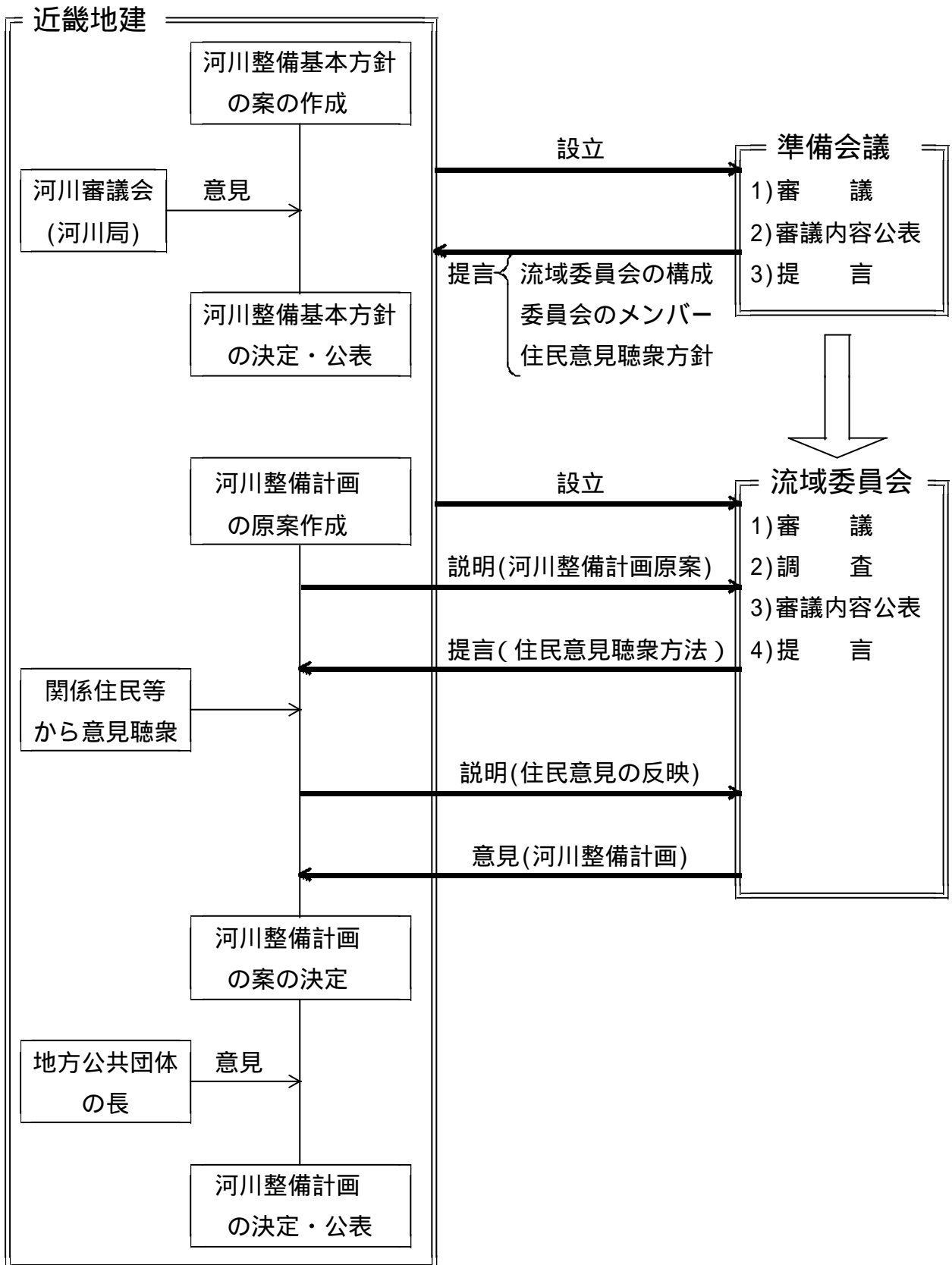
イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(2) 淀川水系流域委員会、準備会議の役割

- 1) 河川法の改正により、学識経験者や住民の意見を聞いて、20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す河川整備計画を策定することになった。
- 2) この河川整備計画について学識経験者の意見を聞く場として、淀川水系では、「淀川水系流域委員会」を設置することとしている。
- 3) 流域委員会設置にあたり、淀川水系では、流域委員会のあり方について、学識経験者から提言を受けるため、「淀川水系流域委員会準備会議」を設置する。
- 4) 準備会議の役割は次の通りと考えられる。
 - 流域委員会の構成(部会の設置)の提言
 - 流域委員会(各部会も含む)メンバーの提言
 - 関係住民等の意見聴取方針の提言
 - 流域委員会の公開方法の提言
 - 準備会議の公開

(3) 淀川水系流域委員会と準備会議との関係



5 . 淀川水系流域委員会準備会議の運営方法

淀川水系流域委員会準備会議の運営方法

(準備会議)

1. 準備会議の運営方法(審議の進め方、公開方法等)は、準備会議で決定するものとする。また、審議結果のとりまとめや会議内容の公表も、準備会議が自ら行う。

(近畿地建)

2. 近畿地建は、河川管理者として、意見の陳述や事実・状況の説明を、積極的に行う。なお、とりまとめの審議・作業には関与しない。

(庶務)

3. 建設省から委託を受けた者が、準備会議の庶務を行うものとする。

(1) 準備会議の指示に基づく会議資料の作成

例えば、1) 流域委員会の構成(案)の作成

2) 流域委員会のメンバー(案)の作成

3) 関係住民等の意見聴取方針(案)の作成 など

(2) 議事録の作成

(3) 会議内容のとりまとめ、及び公表資料(案)の作成

(4) 委員の召集、会場設営、謝金・旅費の支払い

(5) その他準備会議の指示に基づく作業 等